

令和6年度住民税非課税世帯に対する「物価高騰対応重点支援給付金

(追加支援)(3万円/1世帯)」および「こども加算(2万円/児童1人)」について

令和6年度の住民税の課税状況に基づき、給付対象者に該当するため、お知らせします。

給付を希望される方は、同封の返信用封筒により「確認書」をご返送ください。

【申請方法】**郵送申請(確認書を同封の返信用封筒により返送すること)**により行います。

1. こども加算対象の確認

こども加算対象が生計を同一にする児童であるかを確認し、生計同一または異なるのどちらかのチェック欄(□)に✓を入れてください。

■申請者が属する世帯のこども加算対象			
	(フリガナ) 氏 名	生年月日	生計を同一にする児童である
1	〇〇 〇〇	令和2年〇月〇日	☒ 生計同一 ☐ 異なる
4			☐ 生計同一 ☐ 異なる

2. 世帯状況の確認

(1)「確認欄」(下記図参照)が設けられていますので、確認後にチェック欄(□)に✓を入れてください。 **※チェックがない場合、給付金は受け取れません。**

■世帯主の方が記入してください。	
確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)に✓を入れてください。)	必ず①～③の内容を確認して、✓してください。
☒ ① 私の世帯は、給付金の受給を希望します。	
☐ ② 世帯全員が令和6年度住民税均等割が課されていません。	
☐ ③ 住民税均等割課税者に扶養されている者のみで構成される世帯ではありません。	

(2)世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入してください。

※必ず連絡先電話番号欄には「日中に連絡可能な電話番号」をご記入ください。

上記記入内容に相違ありません。			
世帯主氏名	●● ●●	確認日	令和 7 年 ●●月 ●●日
連絡先電話番号	090-0000-0000		

3. 給付口座の確認

給付口座の「変更が必要な場合もしくは口座欄が空欄の場合」は、受取口座記入欄を記入し、次の書類を確認書の裏面に貼り付けてください。

【添付必要】①**本人確認書類の写し**(運転免許証、健康保険証等の写し)

※マイナンバー通知カードは、本人確認書類として取扱いできません。

②**振込先口座の通帳の写し(見開きページ)**

□ 表面口座に代えて(または表面の口座欄が空欄の場合)、下記の口座への振込を希望します。(通帳等のコピーおよび本人確認書類が必要)				
【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。				
金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 2. 金庫 3. 信託 4. 郵便 5. 信託 6. 信託 7. 信託 8. 信託 9. 信託				
金融機関コード	支店コード	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行		※	※	※

必ず「本人確認書類の写し」と「通帳の写し」を添付してください。

【申請受付期限】**令和7年5月31日(土)【必着】**

【給付金の支払い】・確認書に記載された指定口座への振り込みによりお支払いします。

・指定口座への振り込みには3～4週間程度要しますので予めご了承ください。

※書類の不足や口座番号等の記載誤りがありますと、給付が遅れることがあります。

令和6年度住民税非課税世帯に対する

物価高騰対応重点支援給付金(追加支援)(3万円/1世帯)
およびこども加算(2万円/児童1人)について

1 給付対象世帯

世帯全員の令和6年度分「住民税均等割が非課税」の世帯

※基準日(令和6年12月13日)に高島市に住民登録がある世帯。

※ただし、住民税課税者に扶養されている方のみで構成される世帯は対象外です。

2 給付額

給付額：1世帯あたり3万円

(こども加算：こどものいる世帯は、**児童1人あたり2万円**を加算)

こども加算：基準日に平成18年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯が対象

[例外的に対象となる児童]・基準日の翌日以降令和7年4月1日までに生まれた新生児(申請が必要)

・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童(申請が必要)

[例外的に対象とならない児童]・施設入所児童は住民票の有無に関わらず対象外

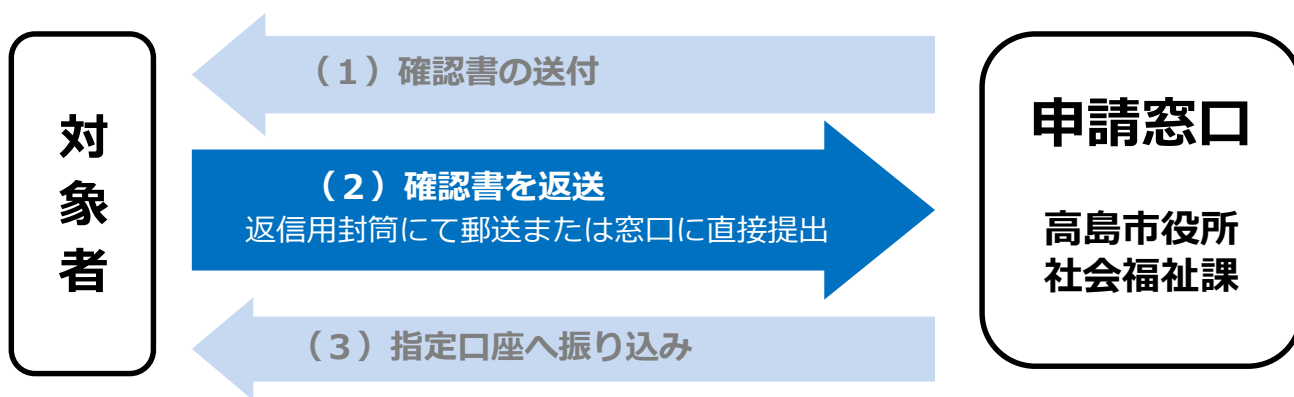
3 給付のための手続き

▶高島市役所 社会福祉課まで確認書をご返送ください。

【確認事項】

①住民税課税者に扶養されている者のみの世帯ではないこと(チェック欄)

②給付金の振込口座(変更の場合：本人確認書類・振込先口座の通帳の写しを同封)



お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課

重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535

[住所] 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

[受付時間] 平日8:30~17:15